

農業体験農園について

農園主が自ら経営・耕作する農地において、農業を楽しみたい方と「入園契約」を結び、農園主の指導のもと、農業体験を行う市民農園です。

区画割りした農地を貸し付けるものではないので、民間開設型市民農園のように貸付協定の締結や農業委員会の承認は必要ありませんが、あくまで農園主自身が農業経営を続けるものでなければなりませんので、体験農園の名のもとに実質的に農地の貸し借りを行っているような場合は、違法な貸し借りとして規制の対象になります。

市町村や農業委員会への手続きは不要ですが、農地を利用される方との間のトラブルを避けるためにも、契約書や注意事項をあらかじめ決めておいた方がよいでしょう。

契約書等の見本を、次ページ以降に掲載しました。参考にしてください。

令和 年度 農業体験農園「 」入園契約書

(目的)

第1条 この契約書は開設者（以下甲という）が所有する農園において、入園者（以下、乙という）が農作業の一部を行うことに関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象農園)

第2条 本契約の対象となる農園の位置及び面積（以下、「対象農園」という）は別紙記載のとおりとする。

(農作業)

第3条 乙は、甲が別に定める作目について農作業の一部を行うものとする。

2 乙は、播種・定植・施肥・病害虫防除・収穫開始時期などの基本的な農作業（以下「基本的農作業」という）を甲の指示に従って行うとともに、それ以外の軽微な作業については乙自身の判断で行うことができるものとする。

3 基本的農作業に必要な種子・苗・器具・資材・肥料・農薬は甲が準備する。

4 乙の意思により、甲との協議に基づいて有機及び低・無農薬栽培などを行えるものとするが、その際に必要な器具・資材・肥料・農薬等は乙が準備する。

5 対象農園において雑草の繁茂、若しくは病害虫の発生によって周囲の農園に被害が及ぶことが見込まれるときは、乙は甲の指示に従って速やかに改善を行うものとする。

(農産物の帰属)

第4条 対象農園における農産物の帰属は甲とし、乙は対象農園内で生産された農産物を全量購入するものとする。

(入園料等)

第5条 乙は、甲の指導を受けて行う農作業の入園料と、収穫する農産物の代金との合計金額（以下、「入園料等」という） 円を契約時に一括して甲に支払うものとする。

2 入園料等に含まれる「収穫する農産物の代金」は、年額 円とする。

(契約期間)

第6条 本契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

(契約の解除)

第7条 乙の責任に帰する次の各号に該当するときは、甲は契約を解除することができるものとする。

(1) 乙が契約の解除を申し出たとき。

(2) 乙が契約に違反したとき、並びに、別に定める契約書細則に従わなかったとき。

(3) 乙が対象農園・入園者などに迷惑を及ぼし、かつ甲の指示にも従わなかったとき。

(入園料の返還)

第8条 乙に対して前第7条による解除があったときには、乙が既に納めた入園料は返還しない。

2 次の各号に該当するときは、甲は入園料の全部または一部を乙に返還する。

(1) 契約期間中に甲が農園を閉鎖したとき。

(2) その他、甲が相当と認めたとき。

(農産物の代金の返還)

第9条 乙に起因する過失などが原因で農産物の収穫が低下し、若しくは皆無となったときは、農産物の代金は返還しない。

2 乙の責めに帰すべきでない理由により、農産物の収穫が著しく低下したときは、次により農産物の代金を返還する。

(1) 春・秋作を通して収穫が皆無であったときは、農産物の代金として契約時に一括して支払いを受けていた額の全部を返還する。

(2) 春・秋作のいずれか一方の収穫が皆無であったときは、農産物の代金として、契約時に一括して支払いを受けていた額の2分の1を返還する。

(3) 春・秋作を通して収穫が著しく低下したときには、その年の収穫量・価格等を勘案して、別に定める額を返還する。

(契約書細則および利用者注意事項の遵守)

第10条 乙は、本契約書に添付された農業体験農園契約書細則および農業体験農園利用者注意事項を遵守することに同意するものとする。

(契約書の提示)

第11条 乙は、甲に対して名古屋市からの提示の依頼があった場合には、甲が本契約書を名古屋市に限り提示することに同意するものとする。

(その他)

第12条 本契約に定めのない事項は、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

上記契約を証するため、甲・乙記名押印のうえ各々1通を保有する。

令和 年 月 日

(開設者) 甲 住所
氏名 印
電話番号
(FAX番号))

区	
画	

(入園者) 乙 住所
氏名 印
電話番号
(FAX番号))

令和 年度 農業体験農園利用者注意事項

1. 次の事項は禁止とする。

- ① 農園まで車で来園すること。
- ② 入園者が好きな作物を作るために種苗を持ち込むこと。
- ③ 農園で用意する肥料や農薬などを持ち帰ること。
- ④ 農園へ犬・猫など動物を連れてくること。

2. 鍬や鎌などの農具に関しては次の事項に注意すること。

- ① 作業は十分注意して行うこと。
- ② 手の切り傷などは防ぐよう、作業中は軍手などを着用すること。
- ③ 周囲の人に農具や資材があたらないように注意すること。
- ④ 特に支柱などの長いものや、鍬・鎌など危険な農具を扱うときは、近くの人や自分自身に対しても十分注意を払うこと。
- ⑤ 農薬を散布するときは、ゴム手袋とマスクを用意するとともに、風向きなどを考え、自分や周辺の人に農薬がかからないよう十分注意すること。
- ⑥ 使用途中の鍬や鎌・包丁などを放置すると思わぬ事故につながるため、これらの管理に十分注意すること。

3. 掲示板には大切な連絡事項が書いてあるので、農園に来たときは、必ず見ること。

4. 農具や野菜くずなどを捨てる穴、農薬など、農作業は小さな危険がいっぱいあるので注意を怠らないこと。

特に子供連れの場合は目を離さないようにし、さらに他の区画に迷惑をかけないように、十分注意すること。

5. 区画の境界からは指定通りの間隔を空けること（はみ出して作付けしないこと）。

6. 農園の農具・資材などは、大切に使うこと。また、使い終わったら洗って元の場所に返すこと。

7. 農園の水道を利用するときは、節水を心がけること。

なお、水道の混雑時に野菜を洗うのは控え、手や農具を洗う人を優先とする。

8. 草や野菜くずなどは指定の場所に捨てること。特に、ビニール・プラスチック、缶、金属ガラスなどの腐らない物は、雑草・野菜くずと一緒に絶対には捨てないこと。

9. 家庭などから農園内に持ち込んだものは必ず持ち帰ること。特にハサミや手袋・長靴などは紛失によって農園内の円滑な人間関係に支障を来すことがあるのでその都度持ち帰ること。また、ジュースや菓子・弁当等空容器などのゴミは必ず持ち帰ること。

10. その他、気をつけること。

- ① 農園の区画はとても間違え易いので、十分に気をつけること（特に慣れていない家族の方が収穫に来たときなど）。
- ② 日頃から雑草の除去（除草）をすること。自分の区画に近い範囲の共有部分も合わせて除草すること。
- ③ 夏の炎天下や冬の寒いときの農作業について、健康管理に十分に気をつけること。また、体調の良くないときは、無理に作業をしないこと。

令和 年度 農業体験農園契約書細則

1. 第3条「別に定める作目」及び「基本的な農作業」については、春作・秋作の年2回、基本的な作目及び作業の計画を配布するとともに、日時を定めて講習会を開催する。また、分からないときは開設者（または管理人）がその都度指示を行う。
2. 第3条の3「基本的農作業に必要な種子・苗」は講習会の日に開設者が用意する。
「基本的農作業に必要な器具・資材」については開設者が準備するが、作業が重なり不足する場合もあるので、各自が準備できるものは持参すること。「基本的農作業に必要な肥料・農薬」は開設者が準備するが、基本的な農作業の範囲で施用し、それ以外の場合は必ず開設者の指導を受けること。
「基本的農作業」以外の有機及び減・無農薬栽培等に必要な肥料・農薬は、開設者の指導のもとに各自で準備すること。
3. 第5条の「入園料」と「農産物の代金」は一括して契約時に支払うこと。
4. 第6条の契約期間の契約最終日以降、次の開始日までの間に元肥の施肥と新たな区画線を引くので、契約最終日以降に未収穫農産物があった場合は園主が処分する。
5. 特に病虫害防除や除草などを怠って周囲の農園に迷惑を及ぼした場合には、その是正について作業指導を行いますので、必ず従うこと。
6. 第8条「入園料の返還」は、契約期間中に甲が農園を閉鎖するなどの特別な場合を除き、原則として返還しない。
7. 第9条「農産物代金の返還」は、あらかじめ支払いを受けている代金について、自然災害などにより収穫が著しく低下した場合に返還する。
なお、収穫が著しく低下した場合とは、作付計画（自然条件等で計画変更した品目を含む）にしたがって収穫された農産物の標準的な収量・価格をもとに算出した年間の農産物代金の評価が、予め支払いを受けていた農産物の代金の8割に満たない場合とし、返還する額は開設者と入園者が協議のうえで決定する。